

へき地診療所運営事業

1 目的

国庫補助を受けて設置したへき地診療所又はへき地において当該地域（へき地診療所整備基準に定める地域）唯一の診療所の運営に対して、その運営に要する経費を補助することにより、地域の住民の医療を確保する。

2 補助対象

市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、北海道厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及び知事が適当と認める者が開設するへき地診療所（国民健康保険直営診療所を除く。）

3 補助金交付額の算定方法

- (1) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定
- (2) 上記により種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じた額以内の額を交付額とする。（補助率2/3、1,000円未満切り捨て）

| 1 種目 | 2 基準額 | 3 対象経費 |
|--------|---|---|
| 事務費 | 1か所当たり次により算出された額 (1) 診療日数が ア 1～129日 6,200,000円+(71,000円 ×実診療日数) イ 130～259日 6,200,000円+(77,000円 ×実診療日数) ウ 260日以上 6,200,000円+(87,000円 ×実診療日数) (2) 訪問看護による加算額 25,000円×訪問看護日数 | へき地診療所の運営に必要な次に掲げる経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、報償費、旅費（研究費に計上したものを除く。）、備品費（単価50万円未満に限る。ただし、医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。）、消耗品費（伝送装置経費に計上したものを除く。）、印刷製本費、光熱水料、借料及び損料（伝送装置経費に計上したものを除く。）、社会保険料、雑役務費（伝送装置経費に計上したものを除く。）、委託費 |
| 研究費 | 1か所当たり (1) 診療日数 1～129日 65,000円 (2) 診療日数 130～259日 130,000円 (3) 診療日数 260日以上 195,000円 | 医学研究及び学会出席に必要な次に掲げる経費 旅費（研究旅費、学会出席旅費及び調査研究旅費）、備品費（医学用図書雑誌、単価50万円未満の研究用備品に限る。）、材料費（医学研究用材料） |
| 医療費 | 医療に要した実支出額 | 医療に必要な次に掲げる経費 備品費（単価50万円未満の医療用に限る。）、材料費（医薬品費、診療材料費）、委託費（診療のための検査委託料）、雑役務費（医療機器修繕料） |
| 伝送装置経費 | 1か所当たり次により算出された額 (1) ファクシミリ 37,290円×稼働月数 ただし、導入初年度にあたっては45,450円を加算する。 (2) 静止画像等伝送装置 297,430円×稼働月数 | 伝送装置の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費 備品費（単価50万円未満に限る。）、消耗品費、通信運搬費、借料及び損料、雑役務費（修繕料等） |